

政党交付金の返還

日本維新の会の解散した支部及びいのちの党（※）の支部において支部政党交付金に残余が生じていたことから、それぞれ両党に交付した政党交付金のうち未使用分（解散した政党支部については当該支部の支部基金の残高）について、本日、それぞれ両党に対し、政党助成法（平成6年法律第5号）第33条第2項の規定に基づく返還手続を行うこととしました。

政党交付金の返還額及びその内訳は、以下のとおりです。

1. 日本維新の会

○政党交付金の返還額：12,901,707円

（返還額の内訳）

支部名	解散時の代表者	支部基金の残高
日本維新の会衆議院和歌山県第1選挙区支部	林 佑美	4,787,781円
日本維新の会衆議院千葉県第6選挙区支部	藤巻 健太	7,276,224円
日本維新の会衆議院香川県第3選挙区支部	細川 修平	837,702円

2. いのちの党

○政党交付金の返還額：100円

（返還額の内訳）

支部名	代表者	支部政党交付金の残額
れいわ新選組参議院第二総支部	木村 英子	100円

（※） いのちの党は、令和8年8月6日にれいわ新選組から党名を変更しました。

（連絡先）

自治行政局選挙部政党助成室

電話：（代表）03-5253-5111

（直通）03-5253-5582

（E-mail）senkyo.jyosei@soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「＠」に置き換えてください。